

徳島県告示第三百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	サービスの	廃止の届出	廃 止
	アドボケイト株式会社	徳島市蔵本町二丁目一番地	なすな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二	介護予防訪問看護	の受理日	令和二年三月三十一日	令和二年四月三十日
	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真一〇四八番地	パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・ショールーム ステイ	同 万代町六丁目一番三	介護予防短期入所生活介護	の受理日	同	同